

八 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一・二章（略）</p> <p>第三章 業務（第十一条・第二十三条の三）</p> <p>第四章（第八章）（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「投資顧問契約」とは、当事者の一方が相手方に対して有価証券の価値等又は有価証券の価値等の分析に基づく投資判断（投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断（有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等スワップ取引にあつては、行うべき取引の内容及び時期についての判断）をいう。以下同じ。）に関し、口頭、文書（新聞、雑誌、書籍等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもので、不特定多数の者により随時に購入可能なものを除く。）その他の方法により助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことを約する契約をいう。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 この法律において「投資一任契約」とは、次に掲げる契約をいう。</p>	<p>目次</p> <p>第一・二章（略）</p> <p>第三章 業務（第十一条・第二十三条）</p> <p>第四章（第八章）（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「投資顧問契約」とは、当事者の一方が相手方に対して有価証券の価値等又は有価証券の価値等の分析に基づく投資判断（投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断（有価証券指数等先物取引等及び有価証券オプション取引等にあつては、行うべき取引の内容及び時期についての判断）をいう。以下同じ。）に関し、口頭、文書（新聞、雑誌、書籍等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもので、不特定多数の者により随時に購入可能なものを除く。）その他の方法により助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことを約する契約をいう。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 この法律において「投資一任契約」とは、投資顧問業者が、顧客から</p>

一 投資顧問業者が、顧客から、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該顧客のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約

二 投資顧問業者が、顧客から、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該顧客のため投資を行うのに必要な権限を委任されること並びに当該一任された投資判断及び当該委任された権限の全部又は一部を政令で定める者に再委任することを内容とする契約

5 この法律において「有価証券」とは、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券（同法第八八条の二第三項の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第六号八に規定する外国国債証券とみなされる標準物を含む。）をいう。

6 この法律において「有価証券指数等先物取引等」とは、有価証券指数等先物取引（証券取引法第二条第十四項に規定する有価証券指数等先物取引をいう。以下この条において同じ。）又は外国市場証券先物取引（同法第二条第十六項に規定する外国市場証券先物取引をいう。以下この条において同じ。）のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引をいう。

7 この法律において「有価証券オプション取引等」とは、有価証券オプション取引（証券取引法第二条第十五項に規定する有価証券オプション取引をいう。以下この条において同じ。）又は外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引をいう。

、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該顧客のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約をいう。

5 この法律において「有価証券」とは、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券（同法第八八条の二第三項の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第五号八に規定する外国国債証券とみなされる標準物を含む。）をいう。

6 この法律において「有価証券指数等先物取引等」とは、有価証券指数等先物取引（証券取引法第二条第十四項に規定する有価証券指数等先物取引をいう。以下同じ。）又は外国市場証券先物取引（同条第十六項に規定する外国市場証券先物取引をいう。以下同じ。）のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引をいう。

7 この法律において「有価証券オプション取引等」とは、有価証券オプション取引（証券取引法第二条第十五項に規定する有価証券オプション取引をいう。以下同じ。）又は外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引をいう。

8 この法律において「有価証券店頭指数等先渡取引」とは、証券取引法第二条第十八項に規定する有価証券店頭指数等先渡取引をいう。

9 この法律において「有価証券店頭オプション取引」とは、証券取引法第二条第十九項に規定する有価証券店頭オプション取引をいう。

10 この法律において「有価証券店頭指数等スワップ取引」とは、証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引をいう。

11 この法律において「有価証券等」とは、有価証券、有価証券指数（証券取引法第二条第十四項に規定する有価証券指数及びこの指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものをいう。）、同条第十八項に規定する有価証券店頭指数又はオプション（同条第一項第十号の二に規定するオプション及び当該オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものをいう。次項において同じ。）をいう。

12 この法律において「有価証券の価値等」とは、有価証券の価値若しくはオプションの対価の額又は約定指数、約定数値、現実指数、現実数値（証券取引法第二条第十四項に規定する約定指数、約定数値、現実指数又は現実数値及びこれらの数値と類似の数値であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものをいう。）、店頭約定指数、店頭約定数値、店頭現実指数若しくは店頭現実数値（同条第十八項に規定する店頭約定指数、店頭約定数値、店頭現実指数又は店頭現実数値をいう。）の動向をいう。

8 この法律において「有価証券等」とは、有価証券、有価証券指数（証券取引法第二条第十四項に規定する有価証券指数及びこの指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものをいう。）又はオプション（同条第十五項に規定するオプション及び当該オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものをいう。次項及び第十六条第二号において同じ。）をいう。

9 この法律において「有価証券の価値等」とは、有価証券の価値若しくはオプションの対価の額又は約定指数、約定数値、現実指数若しくは現実数値（証券取引法第二条第十四項に規定する約定指数、約定数値、現実指数又は現実数値及びこれらの数値と類似の数値であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものをいう。第十六条第二号において同じ。）の動向をいう。

13) この法律において「証券取引行為」とは、証券取引法第二条第八項第一号から第三号の二までに掲げる行為をいう。

(投資判断の一任等の禁止)

第三条 何人も、投資一任契約に係る場合又は他の法律に特別の規定のある場合を除くほか、他人から、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任され、当該投資判断に基づき当該他人のため投資(以下この条において「投資判断の一任による投資」という。)を行うことを営業としてはならない。ただし、外国の法令に準拠して設立され、かつ、外国において投資判断の一任による投資を行う業務を営む法人が、投資判断の一任による投資を行うことを営業(認可投資顧問業者(第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者をいう。以下同じ。))その他政令で定める者のみを相手方として行うものに限る。)とする場合は、この限りでない。

(登録)

第四条 投資顧問業を営もうとする者は、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。ただし、外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する個人で外国において投資顧問業を営む者が、認可投資顧問業者その他政令で定める者のみを相手方として投資顧問業を営もうとする場合は、この限りでない。

(登録の拒否)

第七条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなけ

10) この法律において「証券取引行為」とは、証券取引法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為をいう。

(投資判断の一任等の禁止)

第三条 何人も、投資一任契約に係る場合又は他の法律に特別の規定のある場合を除くほか、他人から、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任され、当該投資判断に基づき当該他人のため投資を行うことを営業としてはならない。

(登録)

第四条 投資顧問業を営もうとする者は、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

(登録の拒否)

第七条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、そ

ればならない。

一〇三 (略)

四 第三十八条第一項の規定により第四条の登録若しくは証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号若しくは第四十三条の規定により同法第六条の認可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録又は認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）又はこの法律若しくは証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは認可（当該登録又は認可に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において「登録等」という。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

五 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六 この法律、証券取引法、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）若しくは証券投資信託及び証券投資法人に関する法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二

の登録を拒否しなければならぬ。

一〇三 (略)

四 第三十八条第一項の規定により第四条の登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において「登録等」という。）を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該登録等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）

五 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

六 この法律、証券取引法、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、証券投資信託法（昭和二十六年法律第九十八号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二

百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

七 申請の日前五年以内に投資顧問業、投資一任契約に係る業務又は証券投資信託委託業（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第九項に規定する証券投資信託委託業をいう。以下同じ。）に關し著しく不適当な行為をした者

八 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号又は第三号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの

九 個人で政令で定める使用人のうちに第一号又は第三号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの

2 (略)
(廃業等の届出等)

第九条 投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一～五 (略)
2・3 (略)

4 前項の規定により引き続き投資顧問業を営むことができる場合においては、相続人を投資顧問業者とみなして、第十一条、第十二条、第十三

百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

七 同上

八 個人で政令で定める使用人のうちに第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの

2 (略)
(廃業等の届出等)

第九条 同上

一～五 (略)
2・3 (略)

4 前項の規定により引き続き投資顧問業を営むことができる場合においては、相続人を投資顧問業者とみなして、第十一条、第十二条、第十三

条第一項及び第二項、第十四条から第二十二條まで、第三十四條から第三十七條まで並びに第三十八條第一項（第二号を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同条第一項中「第四条の登録を取り消し」とあるのは、「投資顧問業の廃止を命じ」とする。

5 (略)

(契約を締結している顧客に対する書面の交付)

第十六条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結している顧客に対し、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、六月に一回以上、次に掲げる事項を明らかにする書面を交付しなければならない。

一 当該投資顧問業者が自己の計算で行った有価証券の売買、有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引のうち当該顧客に対して助言を行ったものと同一の銘柄について取引を行った事実の有無

二 前号の場合において、取引を行った事実があるときは、その売買の別（有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引にあつては、売買の別に相当するものとして総理府令・大蔵省令で定める事項）

三 (略)

(忠実義務)

条第一項及び第二項、第十四条から第二十三條まで、第三十四條から第三十七條まで並びに第三十八條第一項（第二号を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同条第一項中「第四条の登録を取り消し」とあるのは、「投資顧問業の廃止を命じ」とする。

5 (略)

(契約を締結している顧客に対する書面の交付)

第十六条 同上

一 当該投資顧問業者が自己の計算で行った有価証券の売買、有価証券指数等先物取引等又は有価証券オプション取引等のうち当該顧客に対して助言を行ったものと同一の銘柄について取引を行った事実の有無

二 前号の場合において、取引を行った事実があるときは、その売買の別（有価証券指数等先物取引等にあつては、現実指数若しくは現実数値が約定指数若しくは約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者であつたか又は当該金銭を受領する立場の当事者であつたかの別、有価証券オプション取引等にあつては、オプションを付与する立場の当事者であつたか又は取得する立場の当事者であつたかの別）

三 (略)

(忠実義務)

第二十一条 投資顧問業者は、法令及び投資顧問契約の本旨に従い、顧客のため忠実に投資顧問業を行わなければならない。

(禁止行為)

第二十二条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 顧客を勧誘するに際し、顧客に対して、損失の全部又は一部を負担することを約すること。

三 顧客を勧誘するに際し、顧客に対して、特別の利益を提供することを約すること。

四 その助言を受けた取引により生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はその助言を受けた取引により生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させること(自己の責めに帰すべき事故による損失の全部又は一部を補てんする場合を除く。)

五 投資顧問契約を締結した顧客(当該投資顧問業者が認可投資顧問業者である場合には、投資顧問契約又は投資一任契約を締結した顧客)相互間において、他の顧客の利益を図るため特定の顧客の利益を害することとなる取引その他の政令で定める取引を行うことを内容とした助言を行うこと。

六 特定の有価証券等に関し、助言を受けた顧客の取引に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない助言を行うこと。

第二十一条 投資顧問業者は、法令の規定及び投資顧問契約の本旨に従い、顧客のため忠実に投資顧問業を行わなければならない。

(禁止行為)

第二十二条 同上

一 (略)

二 特定の有価証券等に関し、助言を受けた顧客の取引に基づく価格、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない助言を行うこと。

と。

七 通常の取引の条件と異なる条件であり、かつ、当該条件での取引が当該顧客の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした助言を行うこと（第五号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

八 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資顧問業の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令・大蔵省令で定める行為

2 投資顧問業者（法人である場合に限る。以下この項において同じ。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 投資顧問業者の利害関係人（当該投資顧問業者の過半数の株式を所有していることその他の当該投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この項において同じ。）である証券投資信託委託業者（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者をいう。第三十条の三において同じ。）が運用の指図を行う信託財産（同法第十四条に規定する信託財産をいう。以下同じ。）に係る受益者の利益を図るため、当該投資顧問業者が締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした助言を行うこと。

二 投資顧問業者の利害関係人である証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第二条第二号に規定する外国証券会社を含むものとする。以下同じ。）又は登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関

をいう。第三十条の三において同じ。）の利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を内容とした助言を行うこと。

三 投資顧問業者の利害関係人である証券会社が有価証券の引受け（証券取引法第二条第八項第四号に規定する有価証券の引受けをいう。以下同じ。）に係る主幹事会社（元引受け（同法第二十九条第三項に規定する有価証券の元引受けをいう。）に係る契約（以下この号において「元引受け契約」という。）を締結するに際し、当該元引受け契約に係る有価証券の発行者（同法第二条第五項に規定する発行者をいう。第二十三条の三及び第三十一条の三において同じ。）又は所有者と当該元引受け契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社（以下この号において「引受け幹事会社」という。）であつて、当該有価証券の発行価額の総額のうちその引受けに係る部分の金額（以下この号において「引受額」という。）が他の引受け幹事会社の引受額より少ない会社又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の引受け幹事会社が受領するものより少なくない会社をいう。以下同じ。）である場合において、当該有価証券の募集（同法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。以下同じ。）又は売出し（同法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。以下同じ。）の条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資顧問業の信用を失墜させるおそれのあるものと

して総理府令・大蔵省令で定める行為

(業務の範囲等)

第二十三条 投資顧問業者は、証券投資信託委託業又は証券業(証券取引法第二条第八項に規定する証券業をいう。以下同じ。)を営もうとするときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 投資顧問業者が証券業を営む場合における第十六条の規定の適用については、同条第一号中「事実の有無」とあるのは、「事実の有無(政令で定めるものに限る。)」とする。

3 投資顧問業者が証券業を営む場合においては、その行う投資顧問業に関して、第十八条及び第十九条の規定は、適用しない。

4 投資顧問業者が証券業を営む場合における第二十条の規定の適用については、同条中「貸付け」とあるのは「貸付け(証券取引法第五十六条の三第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる第三者たる証券会社の顧客に対する貸付けその他の政令で定めるものを除く。)」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該投資顧問業者が同項に規定する信用取引に係る貸付けとして当該投資顧問業者の顧客に対して貸し付けることその他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。

5 前三項に定めるもののほか、投資顧問業者が証券業を営む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

(投資顧問業者が証券投資信託委託業等を営む場合の禁止行為)

第二十三条の二 投資顧問業者は、証券投資信託委託業を営む場合において

第二十三条 投資顧問業者又はその代理人、使用人その他の従業者は、その行う投資顧問業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 顧客を勧誘するに際し、顧客に対して、損失の全部又は一部を負担することを約すること。

二 顧客を勧誘するに際し、顧客に対して、特別の利益を提供することを約すること。

三 その他投資者の保護に欠けるものとして総理府令・大蔵省令で定める行為

ては、その投資顧問契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 証券投資信託委託業として運用の指図を行う特定の信託財産に係る受益者の利益を図るため、その締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を内容とした助言を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資顧問業の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令・大蔵省令で定める行為

第二十三条の三 投資顧問業者は、証券業を営む場合においては、その投資顧問契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の発行者又は証券業に係る顧客に関する非公開情報（当該発行者の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない証券業に関して取得した重要な情報であつて投資顧問契約を締結した顧客の取引に影響を及ぼすと認められるもの又は投資顧問業を兼営している証券会社の役員若しくは政令で定める使用人が職務上知り得た証券業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の特別の情報）をいう。第三十一条の三において同じ。）に基づいて、投資顧問契約を締結した特定の顧客の利益を図ることを目的とした助言を行うこと。

二 証券業による利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を内容とした助言を行うこと。

三 有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資顧問業の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令・大蔵省令で定める行為

(業務の内容及び方法の変更の認可)

第二十八条 認可投資顧問業者は、投資一任契約に係る業務の内容及び方法を変更しようとする場合においては、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

(投資一任契約に係る業務の廃止等の届出)

第二十九条 認可投資顧問業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 第二十三条第一項の届出に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したとき。

三 第三十一条第一項ただし書の承認に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したとき。

四 第三十一条第二項の認可に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したとき。

五 その他投資一任契約に係る業務に関する事項で総理府令・大蔵省令で定める事項に該当することとなつたとき。

(業務の内容及び方法の変更の認可)

第二十八条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、投資一任契約に係る業務の内容及び方法を変更しようとする場合においては、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(投資一任契約に係る業務の廃止等の届出)

第二十九条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 第三十一条ただし書の承認に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したとき。

三 同上

2 認可投資顧問業者が投資一任契約に係る業務を廃止したときは、当該認可は、その効力を失う。

(取締役の兼職の制限)

第三十条 認可投資顧問業者の常務に従事する取締役（外国の法令に準拠して設立された法人については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百七十九条第一項に規定する代表者及び国内の営業所に駐在する役員（監査役及びこれに類似する役職にある者を除く。））は、内閣総理大臣の承認を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事し、又は事業を営んではならない。

(忠実義務)

第三十条の二 認可投資顧問業者（第二条第四項第二号に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者を含む。次条において同じ。）は、法令及び投資一任契約の本旨に従い、顧客のため忠実に投資一任契約に係る業務を行わなければならない。

(禁止行為)

第三十条の三 認可投資顧問業者は、その行う投資一任契約に係る業務に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 投資一任契約の締結又は解除に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をすること。

二 顧客を勧誘するに際し、顧客に対して、損失の全部又は一部を負担することを約すること。

三 顧客を勧誘するに際し、顧客に対して、特別の利益を提供することを約すること。

2 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者が投資一任契約に係る業務を廃止したときは、当該認可は、その効力を失う。

(取締役の兼職の制限)

第三十条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者の常務に従事する取締役（外国の法令に準拠して設立された法人については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百七十九条第一項に規定する代表者及び国内の営業所に駐在する役員（監査役及びこれに類似する役職にある者を除く。））は、内閣総理大臣の承認を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事し、又は事業を営んではならない。

四 その認可投資顧問業者が行った投資により生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はその認可投資顧問業者が行った投資により生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させること（自己の責めに帰すべき事故による損失の全部又は一部を補てんする場合を除く。）。

五 投資顧問契約又は投資一任契約を締結した顧客相互間において、他の顧客の利益を図るため特定の顧客の利益を害することとなる取引その他の政令で定める取引を行うことを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

六 特定の有価証券等に関し、認可投資顧問業者が行った投資に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない投資判断に基づく投資を行うこと。

七 通常の取引の条件と異なる条件であり、かつ、当該条件での取引が当該顧客の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと（第五号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

八 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資一任契約に係る業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令・大蔵省令で定める行為

2 | 認可投資顧問業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 認可投資顧問業者の利害関係人（当該認可投資顧問業者の過半数の

株式を所有していることその他の当該認可投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この項において同じ。

() である証券投資信託委託業者が運用の指図を行う信託財産に係る受益者の利益を図るため、当該認可投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

二 認可投資顧問業者の利害関係人である証券会社又は登録金融機関の利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を内容とした投資を行うこと。

三 認可投資顧問業者の利害関係人である証券会社が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした投資判断に基づく投資を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資一任契約に係る業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令・大蔵省令で定める行為

(顧客から一任された投資判断等の再委任)

第三十条の四 認可投資顧問業者は、その締結する投資一任契約のすべてを第二条第四項第一号に規定する契約とし、かつ、当該契約のすべてにつき、同号に規定する顧客から一任された投資判断及び委任された権限の全部を同号に規定する政令で定める者に対し再委任するものとしてはならない。

(兼業の制限等)

第三十一条 認可投資顧問業者は、投資顧問業、投資一任契約に係る業務、証券投資信託委託業及び証券業のほか、他の業務を営むことができない。ただし、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に関連する業務で、当該認可投資顧問業者が投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものについて、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の規定により認可投資顧問業者が証券業を営もうとする場合においては、第二十三条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

3 認可投資顧問業者が証券業を営む場合における第三十三条において準用する第十六条の規定の適用については、同条第一号中「事実の有無」とあるのは、「事実の有無（政令で定めるものに限る。）」とする。

4 認可投資顧問業者が証券業を営む場合においては、第三十三条において準用する第十八条及び第十九条の規定は、適用しない。

5 認可投資顧問業者が証券業を営む場合における第三十三条において準用する第二十条の規定の適用については、同条中「証券会社」とあるのは「第三者たる証券会社」と、「貸付けを」とあるのは「貸付けその他の政令で定めるものを」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該認可投資顧問業者が同項に規定する信用取引に係る貸付けとして当該認可投資顧問業者の顧客に対して貸し付けることその他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。

6 前三項に定めるもののほか、認可投資顧問業者が証券業を営む場合に

(兼業の制限)

第三十一条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務以外の業務を営むことができない。ただし、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に関連する業務で、当該投資顧問業者が投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものについて、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

おけるこの法律の規定の適用に関する事項（その行う投資一任契約に係る業務に関するものに限る。）は、政令で定める。

（認可投資顧問業者が証券投資信託委託業等を営む場合の禁止行為）

第三十一条の二 認可投資顧問業者は、証券投資信託委託業を営む場合において、その投資一任契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 証券投資信託委託業として運用の指図を行う特定の信託財産に係る受益者の利益を図るため、その締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資一任契約に係る業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令・大蔵省令で定める行為

第三十一条の三 認可投資顧問業者は、第三十一条第二項の認可を受けて証券業を営む場合においては、その投資一任契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の発行者又は証券業に係る顧客に関する非公開情報に基づいて、投資一任契約を締結した特定の顧客の利益を図ることを目的とした投資判断に基づく投資を行うこと。

二 証券業による利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を行うこと。

三 有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価

証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない
作為的な相場を形成することを目的とした投資判断に基づく投資を行
うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の
公正を害し、又は投資一任契約に係る業務の信用を失墜させるおそれ
のあるものとして総理府令・大蔵省令で定める行為

(報告書の交付)

第三十二条 認可投資顧問業者は、投資一任契約を締結している顧客に対
して、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、六月に一回以上、当
該投資一任契約に係る当該顧客の資産の現状について説明した報告書を
作成し、交付しなければならない。

(準用規定)

第三十三条 第十二条、第十三条(第一項を除く。)、第十四条(第三号
を除く。)、第十五条、第十六条及び第十八条から第二十条までの規定
は、投資顧問業者が認可投資顧問業者として投資一任契約に係る業務を
行う場合に準用する。この場合において、第十三条第二項中「自ら行つ
た有価証券の価値等又は有価証券の価値等の分析に基づく投資判断に関
する助言」とあるのは「投資一任契約を締結している顧客から一任され
て行つた投資」と、同条第三項中「第四条の登録」とあるのは「第二十
四条第一項の認可」と、「助言」とあるのは「投資判断」と、第十四条
中「投資顧問契約」とあるのは「投資一任契約」と、第十五条中「投資
顧問契約」とあるのは「投資一任契約」と、同条第三号中「助言の内容
及び方法」とあるのは「投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する

(報告書の交付)

第三十二条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、投資一任
契約を締結している顧客に対して、総理府令・大蔵省令で定めるところ
により、三月に一回以上、当該投資一任契約に係る当該顧客の資産の現
状について説明した報告書を作成し、交付しなければならない。

(準用規定)

第三十三条 第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十三条まで
の規定は、投資顧問業者が第二十四条第一項の認可を受けて投資一任契
約に係る業務を行う場合に準用する。この場合において、第十三条第一
項中「第十八条及び第十九条」とあるのは「第十九条」と、同条第二項
中「自ら行つた有価証券の価値等又は有価証券の価値等の分析に基づく
投資判断に関する助言」とあるのは「投資一任契約を締結している顧客
から一任されて行つた投資」と、同条第三項中「第四条の登録」とある
のは「第二十四条第一項の認可」と、「助言」とあるのは「投資判断」
と、第十四条第三号中「第十八条から第二十条まで」とあるのは「第十
九条及び第二十条」と、第十五条第三号中「助言の内容及び方法」とあ
るのは「投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項」と、同条

事項（投資判断及び投資の実行に係る権限の全部又は一部を第二十四条第二号に規定する政令で定める者に再委任する場合における当該政令で定める者の名称及び当該再委任の範囲を含む。）と、同条第五号中「事項（第十七条第一項から第四項までの規定に関する事項を含む。）とあるのは「事項」と、第十六条中「投資顧問契約」とあるのは「投資一任契約」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第一号中「当該顧客に対して助言を行ったもの」とあるのは「当該顧客から一任されて投資を行ったもの」と、第十八条中「顧客を相手方として又は当該顧客のために」とあるのは「顧客を相手方として」と、第十九条中「いかなる名目によるかを問わず」とあるのは「顧客のために証券取引行為を行う場合において、当該行為による取引の決済のために必要な場合を除くほか、いかなる名目によるかを問わず」と、第二十条中「貸付け」とあるのは「貸付け（証券取引法第五十六条の三第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けを除く。）」と読み替えるものとする。

（立入検査等）

第三十六条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、投資顧問業者又はこれと取引する者に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該投資顧問業者の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

第五号中「事項（第十七条第一項から第四項までの規定に関する事項を含む。）とあるのは「事項」と、第十六条中「六月」とあるのは「三月」と、同条第一号中「当該顧客に対して助言を行ったもの」とあるのは「当該顧客から一任されて投資を行ったもの」と、第十八条中「顧客を相手方として又は当該顧客のために」とあるのは「顧客を相手方として」と、第二十条中「貸付け」とあるのは「貸付け（証券取引法第五十六条の三第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けを除く。）」と、第二十一条第二号中「助言を受けた顧客の取引」とあるのは「投資顧問業者が顧客から一任されて行った投資」と、「助言を行う」とあるのは「投資判断に基づく投資を行う」と読み替えるものとする。

（立入検査等）

第三十六条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、投資顧問業者に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該投資顧問業者の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(業務改善命令)

第三十七条 内閣総理大臣は、投資顧問業者又は当該投資顧問業者が認可投資顧問業者である場合における当該投資顧問業者から第二条第四項第二号(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二百二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者の業務の運営に関し、投資者の利益を害する事実があると認めるときは、投資者保護のため必要な限度において、当該投資顧問業者に対し、業務の方法の変更、財産の供託その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第三十八条 内閣総理大臣は、投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資顧問業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第七条第一項第一号から第三号まで、第四号(この法律又は証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)、第五号、第六号、第八号(同項第七号に係る部分を除く。)(又は第九号(同項第七号に係る部分を除く。))のいずれかに該当することとなつたとき。

二 五 (略)

2・3 (略)

(認可の取消し等)

第三十九条 内閣総理大臣は、認可投資顧問業者又は当該認可投資顧問業

(業務改善命令)

第三十七条 内閣総理大臣は、投資顧問業者の業務の運営に関し、投資者の利益を害する事実があると認めるときは、投資者保護のため必要な限度において、当該投資顧問業者に対し、業務の方法の変更、財産の供託その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第三十八条 同上

一 第七条第一項各号(同項第四号においては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)(のいずれかに該当することとなつたとき。

二 五 (略)

2・3 (略)

(認可の取消し等)

第三十九条 内閣総理大臣は、第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問

者から第二条第四項第二号（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二百二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可投資顧問業者の認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資一任契約に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 その行う投資一任契約に係る業務に関して、この法律（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第三編を含む。以下この号において同じ。）若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に関連したとき。

二（略）

2 認可投資顧問業者の登録が第九条第二項の規定によりその効力を失つたとき、又は当該認可投資顧問業者の登録が前条第一項若しくは第二項の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一（略）

五 第二十二条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は第三十条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第六号の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

六 第二十四条第一項の規定に違反して、認可を受けずに投資一任契約に係る業務を行った者

業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資一任契約に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 その行う投資一任契約に係る業務に関して、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に関連したとき。

二（略）

2 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者の登録が第九条第二項の規定によりその効力を失つたとき、又は当該投資顧問業者の登録が前条第一項若しくは第二項の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

第五十四条 同上

一（略）

五 第二十二条（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第二十二条各号に掲げる行為をした者

六 第二十四条第一項の認可を受けずに投資一任契約に係る業務を行った者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 (略)

六 第三十一条第一項の規定に違反して、承認を受けないで投資顧問業、投資一任契約に係る業務、証券投資信託委託業及び証券業以外の業務を営んだ者

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 (略)

六 第三十一条第二項の規定に違反して、認可を受けないで証券業を営んだ者

七 第三十二条の規定に違反して、報告書を交付せず、又は同条に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した者

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十一条第一項の規定に違反した者

三 (略)

四 第二十三条第一項の規定に違反して、届出をせずに証券投資信託委託業又は証券業を営んだ者

五 第三十条の規定に違反して、他の会社の常務に従事し、又は事業を

第五十五条 同上

一 五 (略)

六 第三十一条ただし書の承認を受けないで投資顧問業及び投資一任契約に係る業務以外の業務を営んだ者

第五十六条 同上

一 五 (略)

六 同上

第五十七条 同上

一 (略)

二 第十一条第一項の規定に違反して、総理府令・大蔵省令で定める様式の標識を掲示しなかつた者

三 (略)

四 同上

営んだ者

六 第三十七条の規定による命令に違反した者

七 第四十三条第二項の規定に違反して、証券投資顧問業協会会員という名称を用いた者

附則

第三条 (略)

2 前項の規定により引き続き投資顧問業を営むことができる場合においては、当該信託業務を営む銀行及び委託会社を投資顧問業者とみなして、当該信託業務を営む銀行に対しては第十一条、第十二条、第十三条第二項、第十四条(第三号を除く。)、第十五条、第十七条、第二十一条、第二十二條、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第一項(第二号を除く。)、及び第四十二条第一項の規定に係る罰則を含む。)を、当該委託会社に対しては第十一条、第十二条、第十三条第一項及び第二項、第十四条から第二十二條まで、第三十四条から第三十七條まで、第三十八條第一項(第二号を除く。)、並びに第四十二條第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))を適用する。この場合において、第三十八條第一項中「第四条の登録を取り消し」とあるのは、「投資顧問業の廃止を命じ」とする。

3 (略)

五 同上

六 同上

附則

第三条 (略)

2 前項の規定により引き続き投資顧問業を営むことができる場合においては、当該信託業務を営む銀行及び委託会社を投資顧問業者とみなして、当該信託業務を営む銀行に対しては第十一条、第十二条、第十三条第二項、第十四条(第三号を除く。)、第十五条、第十七条、第二十一条から第二十三條まで、第三十四条から第三十七條まで、第三十八條第一項(第二号を除く。)、及び第四十二条第一項の規定に係る罰則を含む。)を、当該委託会社に対しては第十一条、第十二条、第十三条第一項及び第二項、第十四条から第二十三條まで、第三十四条から第三十七條まで、第三十八條第一項(第二号を除く。)、並びに第四十二條第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))を適用する。この場合において、第三十八條第一項中「第四条の登録を取り消し」とあるのは、「投資顧問業の廃止を命じ」とする。

3 (略)